

液化天然ガス（LNG）発注仕様書（案）

1 発注内容

犬山浄水場への液化天然ガス（以下「LNG」という）の供給

2 発注目的

本仕様書により調達するLNGは、犬山浄水場における天然ガスコージェネレーションシステムで使用する。

3 品質基準等

次の基準に適合すること。

(1) 成分

メタン（ CH_4 ）の含有率は80%以上、かつプロパン（ C_3H_8 ）の含有率は5%以下、かつエタン（ C_2H_6 ）を除く成分の合計量の含有率は4%以下とすること。

ブタン（ C_4H_{10} ）、窒素（ N_2 ）など

(2) 発熱量

49.3MJ/kgを基準とし、その変動は±5%の範囲内とする（発熱量は低位発熱量を指す）こと。

(3) 単位体積重量

0.8kg/m³Nを基準とし、その変動は±5%の範囲内とすること。

4 契約（＝入札）単価、売買単価及び売買代金

(1) 契約（＝入札）単価

契約（＝入札）単価は、入札者の見積もり単価とし、単位は円/tとする。

(2) 売買単価及び売買代金

売買単価は、契約（＝入札）単価に平均輸入単価、石油石炭税を加えたものとする。

売買単価

$$= \text{平均輸入単価}^1 + \boxed{\text{契約（＝入札）単価}} + \text{石油石炭税}^2$$

売買代金（円未満の端数は切り捨て）は、次のとおり売買単価に取引量を乗じた金額に100分の8に相当する額を加算した金額とし、毎月支払とする。

売買代金

$$= (\text{平均輸入単価}^1 + \boxed{\text{契約（＝入札）単価}} + \text{石油石炭税}^2) \times \text{取引量}^3 \times 1.08$$

1 平均輸入単価は、取引月の2～4か月前の財務省貿易統計「液化天然ガス『2711.11-000』（全日本）」の価格を数量で除した1tあたりの単価（円未満の端数は10銭の位を四捨五入）とする。

2 石油石炭税は取引月における適用単価であり、平成28年4月1日時点の適用単価は、

1,860 円 / t である。

3 取引量の単位は、0.01 t とする。

4 契約単価に平均輸入単価並びに石油石炭税を加え、取引量に乗じて得た金額に 1 円未満の端数があるときは、100 分の 8 に相当する額を加算する前に端数金額を切り捨てる。

5 納入場所

名 称：愛知県犬山浄水場

所在地：愛知県犬山市大字犬山字東洞 1 5 番地

所轄事務所名称：愛知県企業庁尾張水道事務所

6 調達予定数量

液体重量 1, 6 5 0 t / 年

調達予定数量は過去の電気使用量実績から算出したものであるが、水道需要及び水源状況により変動する。

7 納入期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

8 発注及び納入方法

契約者は、LNG タンクローリー車により犬山浄水場へ LNG を供給すること。

LNG タンクローリー車の積載量は指定しないが、頻繁に運搬が必要になることが無いように合理的な積載量とすること。

犬山浄水場 LNG サテライトタンク (8 0 k L × 2 基) への LNG の納入作業は契約者及びサテライト設備の管理者である P F I 事業者が立ち会いのうえ行う。

犬山浄水場 LNG サテライトは、特大車 (1 2 t) が乗り付け可能なアプローチが設置してある。また、同サテライトと LNG タンクローリー車の燃料ホースの連結口 (接続フランジ) は 5 0 A である。これら現場条件は、入札者自らが入札の前に現地等で確認すること。

県企業庁又は P F I 事業者は、契約者が納入月前月においてあらかじめ定める日時までに、翌月の LNG 納入日及び納入量を契約者へ連絡し、契約者は LNG の納入日及び納入量を決定して県企業庁へ通知すること。

県企業庁の事由により、納入日及び納入量に変更が生じた場合、県企業庁又は P F I 事業者は原則納入予定日の 2 営業日前までにかかる変更を契約者へ連絡し、契約者は変更後の LNG 納入日及び納入量を県企業庁へ通知すること。ただし、災害など非常時においては、9 (2) のとおり供給すること。

納入時刻は、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 4 時までの間とすること。ただし、緊急に納入するときは、この限りではない。

9 納入体制

犬山浄水場における天然ガスコージェネレーションシステムは、平常時においては天然ガスコー

ジェネレーションシステムとして系統連系にて運用し、また、災害など非常時（商用電源停電時）においては防災型非常用発電機として単独運転にて運用する。

犬山浄水場は、いかなる状況下においても水道水の供給を継続することが求められる浄水場であるため、入札者は次の納入体制を備えていること。

(1) 平常時

ア 複数台のLNG専用タンクローリー車を保有していること。

イ 出荷基地が名古屋港にあること。ただし、出荷基地が名古屋港以外にある者は、県企業庁が認めるLNGタンクローリー車の交通渋滞・事故、故障等に備えた具体的な措置（追走車又は待機車の確保等）があれば、名古屋港に出荷基地があるとみなす。

ウ 24時間のオンコール体制を構築し、PFI事業者又は犬山浄水場職員からの連絡に即応可能であること。

(2) 非常時

ア 犬山浄水場を優先供給先として位置付ける旨の誓約書を提出した者であること。

イ 災害など非常時（商用電源停電時）においては、名古屋港以外の基地からも供給する体制があること。ただし、9(1)イにおいて出荷基地が名古屋港以外にある者は、県企業庁が認める当該基地から十分遠隔地にある基地からも供給する体制があること。

ウ 災害など非常時（商用電源停電時）におけるBCP（ビジネスコンティニュープラン）を策定している者であること。

10 品質証明書及び品質管理表の提出

(1) 品質証明書（入札参加資格確認書類）の提出

本件に関して別途定める入札参加資格確認書類の様式2を提出すること。

(2) 品質管理表（毎月、請求書に添えて提出する資料）

別添の品質管理表を毎月、請求書に添えて提出すること。

11 取引条件

支払：毎月

契約（＝入札）単価、売買単価及び取引量の単位：4に定めるとおり。

12 その他

(1) 納入するLNGの品質は原則として10(1)のとおりとするが、やむを得ない事情により納入するLNGの品質を変更する場合は、事前に県企業庁と協議すること。

(2) 浄水場内におけるLNG専用タンクローリー車の通行は、県企業庁が指示した通路を通行し、安全運転に努めること。

(3) 本発注仕様書に疑義が生じたときは、県企業庁と契約者が協議して決定するものとする。